

【免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置】

免税事業者等からの課税仕入で、インボイスを受け取ることができない取引は、原則として、仕入税額控除が受けられません。ただし、制度開始後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

【インボイス制度への対応】

■事業情報の設定

インボイス制度の導入後、あらたに消費税に対応した記帳を行う場合には、日常取引の入力の際に「税区分」の入力が必要になります。ブルーリターンAのメインメニューで「初期設定」の「事業情報設定」から消費税設定を変更してください。

※設定変更は、消費税に対応した記帳を始める前に次の例のように行ってください。

例：令和5年10月1日から消費税に対応した記帳を始める場合

令和5年9月30日までの取引	事業情報の設定を変更せずに入力
令和5年10月1日以降の取引	取引を入力する前に、事業情報の設定を変更

消費税設定を「対応する」に変更します

消費税設定を「対応する」に変更後、「一般課税」または「簡易課税」を選択します

■課税仕入れに係る経過措置への対応

一般課税における記帳の際に、課税仕入れに係る経過措置へ対応するため、日常取引の入力画面に「インボイス無し」欄を新設しました。

例：仕訳帳入力画面

年 月 日	伝票番号	金額 税区分	コード	借方科目 補助科目	摘要	コード	貸方科目 補助科目	金額 税区分	インボイス 無し	複 合
23	措3	11,000	604	仕入	さくら商店 商品	100	現金	11,000	無し	
10 1		1:課税10%					8:税外等			

インボイス無し欄で「無し」を選択した取引は、伝票番号欄に「措」マークが付与されます

免税事業者等からのインボイスの無い課税仕入れは、インボイス無し欄で「無し」を選択します